

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和3年11月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

| | | | | | |
|----|-------|--|-----|--------|--|
| 1番 | 今井 高信 | | 2番 | 高木 正己 | |
| 3番 | 小澤 正明 | | 4番 | 日比野 真里 | |
| 5番 | 吉原 範明 | | 6番 | 澤野 敏久 | |
| 7番 | 寺澤 克己 | | 8番 | 吉野 幹雄 | |
| 9番 | 伊藤 讓 | | 10番 | 松山 運美 | |

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

| | | | |
|-------|-------|-----|--------|
| 事務局 長 | 武内 雅洋 | 次 長 | 石黒 貴之 |
| 統括主 査 | 宮田 隆志 | 書 記 | 杉 渕 詩織 |
| 書 記 | 渋田 訓史 | | |

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 4番 | 日比野 真里 | 5番 | 吉原 範明 |
|----|--------|----|-------|

議長 それでは議案一覧表に基づき、第51号議案から第54号議案を上程します。

 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第51号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

①申請者は昭和27年創業の金属切削加工を営む犬山市に本社を置く法人です。現在は車両、機械製品関係の受注が主で、多種多様な企業から、日々数多くの発注の問い合わせを受けています。しかし、加工品には精密性や複雑形状を求められることが多く、さまざまなニーズに対応するには、新たな人材、機器の導入が必要となり、また機器の大型化で既存工場内は機械と加工品で一杯となり、新規導入スペースが確保できない現状です。そのため、工場を新築し生産能力を上げることで、多くの受注に対応できるようになり、地域産業の活性化にもつながると考え本申請となりました。

申請地は、犬山市都市計画マスタープランで企業誘致を推進する地域に位置づけられており、周辺には国道41号や尾張パークウェイが通っており、道路交通網が整い、産業拠点として発展しつつあり事業拡大に適していると判断し、都市計画法第34条第12号に基づく許可が見込めることから、本申請地が選定地となりました。

汚水は合併浄化槽で処理し、雨水と共に近隣企業共有排水施設を経由した後、国道側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑫番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑯番、許可をすることができるに該当します。

なお、今回から議案書に都市計画法第34条第12号に該当と

記載させていただきました。初めてなので説明させていただきます。追加配布した資料をご覧ください。

本来、市街化調整区域は、市街化を抑制する地域として、建築物の建築が制限されておりますが、地域振興のための工場や研究所の場合、立地を緩和する条例を制定しており、その要件を満たせば、都市計画法第34条第12号の規定に該当し、開発許可が認められます。

具体的には、犬山市都市計画マスタープランに位置付けられたエリアで、地権者等からの申出により市が区域指定し、指定された犬山市集積業種に該当する金属関連産業の工場建設として、都市計画法第34条第12号に基づく許可対象となるため、今回、農地法と都市計画法の同時申請となりました。

現在、犬山市都市計画マスタープランでは、塔野地下前田地区のほか、楽田小針地区、羽黒成海西地区、楽田巾地区、楽田大橋地区などが位置付けられています。

今後も調整区域で新規工場を建設するため、農地転用許可の申請がされる場合、都市計画法第34条第12号の許可対象であることを議案書に記載し、該当していることをわかるようにいたします。

②申請者は市道富岡荒井線の道路改良工事を請負う事業者で、市道富岡荒井線道路改良工事に伴い既設水路をU型カルバート側溝に変える工事が行なわれます。申請地西側には市道富岡荒井線が通っており、申請地を作業ヤードとして利用することで工事を円滑に行え、早期完成を目指すことができるため一時転用許可申請をするものです。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で自然浸透とします。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番エー(ア)ーbー(a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地で第2種に該当します。許可基準は表面右側⑤番、仮工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成するうえで当該農地を供する必要があるものに該当します。

続いて議案書の3ページをご覧ください。第52号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

こちらの2件の案件は、申請者は異なりますが、申請内容が重複しているため一括して説明させていただきます。

①②当案件は、名古屋鉄道株式会社が住宅団地を開発するために、昭和47年ごろ所有権移転の仮登記を付した土地一带について非農地判定を行うものです。対象地が広範囲のため区域を分けて順次証明願が提出されます。申請地は本月19日に事務局と吉原委員、小幡推進委員、吉田推進委員と現地の確認を行いました。現地は草木が生い茂り農地として再生困難な状態であるため、非農地であることが見込まれます。

続いて議案書の5ページをご覧ください。第53号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

今月の案件は、3件すべて相対での利用権設定になります。1番と2番が城東地区、3番が楽田地区の案件で、いずれも新規就農者の権利設定であったため、会長及び地区の委員と面談を行っております。

1番、2番の借人は、飲食店経営者ですが、お店は妻に任せ、認定新規就農者になることを目指されています。週5日農業に従事し、お店の料理に使う米や野菜、食べられる花の栽培に取り組まれます。

食べられる花のことを英語でエディブルフラワーと言いますが、借人は、畑でエディブルフラワーの栽培に力を入れ、具体的にはナデシコ、ペゴニア、マリーゴールド、パンジーなどの食用になる花を育て、花を摘み取ってパック販売するほか、エディブルフラワーとして料理やスイーツに加工し、商品としてオンライン販売する予定があることを聞き取りしています。

所有する農業機械は、耕運機、バインダー、軽トラックで、田植えは、お店のお客さんなどにも参加してもらいながら、手植えされています。

今回権利設定する農地は、以前より正式な手続きをせず、借人が耕作していましたが、2番の所有者から農地売買の話があり、農業経営が軌道に乗れば農地を買い取ることを予定し、農家要件を満たす必要もあることから、利用権設定をするものです。

3番の借人は、専業で農業を始めたく、仕事をやめ、長野県のトマトなどを栽培している農家で5ヶ月間研修を受け、今回権利設定する農地を借りて、有機農法でトマト、ナス、キュウリなどの作物を栽培する計画をされています。

生産した野菜は、インターネットで直接販売するほか、予定している販路があることを聞き取りしています。

現時点で農業用機械の所有はありませんが、正式に農地を借りられることになったため、耕運機と軽トラックを購入により確保することを確認しています。

続いて議案書の7ページをご覧ください。第54号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。

【議案説明】

①事業計画者は飲食、喫茶店の経営を事業として、珈琲屋暖香のフランチャイズオーナーとして3店舗展開しています。2016年には犬山梅坪店をオープンしました。

今回、飲食店を新規出店するにあたり、主要地方道一宮犬山線に接し、上水道及び下水道も完備されていることから店舗建設には最適な土地と考え当該申出地を選定しました。

【議案説明】

②事業計画者は、XXXXXXXXXXで生活しています。家財も増えて手狭であり、また、子供のいない今のうちに住宅を建てたいとの考えに至り、住宅の建設を決断しました。

家族及び親族所有の土地は申出地だけであり、親の介護をする場合を考えて親の住む場所から近い土地で、周辺地の学校の状

況、勤務地への通勤環境、電気・ガス・水道設備の利用に支障がないよう検討した結果、申出地に分家住宅を建設する計画に至りました。

【議案説明】

③申出者は■■■■■■■■■■に農地を所有し、米や野菜など耕作しています。効率的な農作業を目的として自宅敷地内に2棟を所有し、平成27年には、耕作地付近に倉庫1棟を設置してトラクター・コンバインなど農業用機械を保管し、これを耕作に利用してきました。

しかし、昨年度からの耕作面積拡大に伴い大型農機具を購入した結果、既存の農業用倉庫では納まらず、自宅敷地内の農業用倉庫は老朽化により建替えが必要な状況です。そこで、老朽化した倉庫2棟を取り壊し、既存倉庫1棟とあわせて農業用機械を集約することで作業の効率化を図ります。

【議案説明】

④犬山市の五ヶ村排水区は犬山市下水道計画により、大雨時の冠水被害を解消することを目的に雨水函渠の整備を行っている。整備にあたっては、関連する新川流域水害対策計画に定められた流域治水対策として、放流先である県管理の巾下川への流量が定められているため、雨水を一時的に貯留する調整池が必要となる。調整池の設置箇所については、農用地区域外だけでは必要貯留量が確保できないため、申出地を選定した。

議長

ただいま事務局から、第51号議案から第54号議案までの説明がありましたが、これについて、質問、意見はありませんか。

小澤委員

3番小澤です。ページ番号2の、運用計画転用事由の4行目、一体利用地が2,600㎡とあるんですが、これ見ますと、一体利用地として色が少し濃く塗ってありますが、この一帯用地について説明をお願いします。いつやられたのか、農地ではなかった

のか。農地であったら説明してください。

事務局長 小澤委員の質問に回答させていただきます。一体利用地になっているところはもともと登記現況ともに雑種地原野等ということで農地以外の地目のため、今回の申請の対象外となっております。

議長 他にご質問等はございますか。
他にご質問だとか、ご意見がないようでございますので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

午後 2 時 5 0 分 地区審議

午後 3 時 0 0 分 開議

議長 ただいまから総会を再開させていただきたいと思います。
それでは、第 5 1 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。
1 番について城東地区お願いします。

吉原委員 5 番吉原です。現地の状況を鑑みて可と認めます。

議長 2 番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 9 番伊藤です。協議の結果、可といたします。

議長 だいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第 5 1 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
 続きまして第52号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願の証明について意見の決定を求めます。
 1番と2番について、城東地区お願いします。

吉原委員 5番吉原です。先日、19日に市の職員の方と一緒に現地調査を行いました。現状は山林で農地回復は難しいと思われま
す。よって、申請通り可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
 第52号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
 続きまして第53号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。
 1番と2番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。1番及び2番について可といたします。

議長 3番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。今月の14日に面談を行いまして、正直言って、1人でやるということなので、ちょっと、農業を軽く考えとるんじゃないかなという気もしますけども、本人はやりますと言ってみえますので、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたの

で、全委員さんにお諮りします。

第53号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第54号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

今井委員 1番今井です。異議なしのため可とします。

議長 2番について羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。地区審議の結果、可といたします。

議長 3番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。可といたします。

議長 4番については羽黒地区と楽田地区にまたがりますので、それぞれお願いします。

吉野委員 8番吉野です。地区審議の結果、可といたします。

議長 次に楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第54号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
 続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告事項についてご説明します。
 議案書の8ページをご覧ください。報告第18号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は2件です。
 議案書の10ページをご覧ください。報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は5件です。
 報告事項については以上です。

議長 報告について、ご質問などありましたらお話しください。
 何もないようですので、報告は終了しました。
 これで本日予定しました議案は全て終了しました。
 これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。